

法政大学における公的研究補助金等の使用に関する行動規範

規定第1190号

2015年4月1日

この行動規範は、「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン」を踏まえて、公的研究補助金等を使用する上で本学の教職員等へ、その取り組みの指針を明らかにするものである。

1. 教職員等は、研究の実施、公的研究補助金等の使用等にあって、関係法令及び当該研究費執行基準のほか、学内の関係諸規程等を遵守するとともに、執行責任・説明責任・物品等の使用状況説明責任等を果たすものとする。
2. 教職員等は、公的研究補助金等は国民の貴重な資金であることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態を伴わない経費の使用・目的外使用など不正は行わない。
3. 研究者は、研究費が公的資金であることを踏まえ、適切に自己管理するとともに機関による管理が必要であることを自覚して行動する。
4. 事務職員は、専門的能力をもって公的研究補助金等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場であることを自覚して行動する。
5. 教職員等は、公的研究補助金等の不正使用が本学におけるすべての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚して行動する。

以上